

医療法人は、 病院・診療所の経営情報の報告が義務化されます！

医療法人は、

これまでの事業報告書等とは別に、

令和5年8月以降に決算期を迎える法人から

毎年、会計年度終了後、原則、3ヶ月以内（※）に

病院・診療所ごとの経営情報を都道府県へ報告することになります。

（※）医療法第51条第2項に該当する大規模な医療法人は4ヶ月以内

報告方法は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）で報告できます。

その他、都道府県の担当者への郵送でも報告できます。

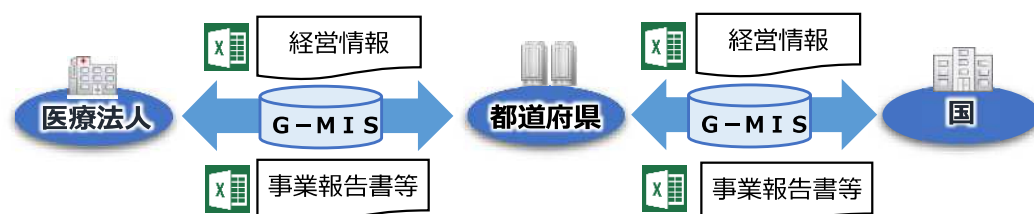
これまでの事業報告書等もG-MISで届出できます。

経営情報は、国の管理下でデータベース化し、医療政策等に活用します。

その他、分析結果は、国民への医療政策の理解のため情報提供を行います。

ただし、報告いただいた個別の医療機関の情報は公表いたしません。

これからは経営情報の報告も必要（イメージ）



- ✓ G-MISから入手した報告様式をアップロード
- ✓ 誤記等があれば都道府県からメールで通知
- ✓ 国で医療提供体制への政策の検討等に活用

経営状況に関する情報

経営状況に関する情報（病院）

| | |
|-----------|--|
| 医療法人整理番号 | |
| 法人番号 | |
| 病院・外名管理番号 | |
| 医療機関コード | |

| | | | | | |
|----------|----------------|--------|----|--------|--|
| 法人名 | | 役員数(人) | | 職員数(人) | |
| 病院所在地 | 都道府県 | 市区町村 | 町域 | | |
| 消費税の経理方式 | | | | | |
| 期間 | 自 | | 至 | | |
| 科目 | 金額 | | | | |
| 01-01 | 医療収益 | | | | |
| 01-01-1 | 入院診療収益 | | | | |
| 01-01-2 | 保険診療収益(患者負担含む) | | | | |
| 01-01-3 | 公費等診療収益 | | | | |
| 01-01-4 | その他の診療収益 | | | | |
| 01-02 | 室料差額収益 | | | | |
| 01-03 | 外未診療収益 | | | | |
| 01-03-1 | 保険診療収益(患者負担含む) | | | | |
| 01-03-2 | 公費等診療収益 | | | | |

職種別給与情報に関する情報

職種別給与総額及びその人数に関する情報（病院）

| | |
|-----------|--|
| 医療法人整理番号 | |
| 法人番号 | |
| 病院・外名管理番号 | |
| 医療機関コード | |

| | | | | | |
|---------------------|------|--------|------|--------|--|
| 法人名 | | 役員数(人) | | 職員数(人) | |
| 病院所在地 | 都道府県 | 市区町村 | 町域 | | |
| 期間 | 自 | | 至 | | |
| 「新卒者報告」報告の有無 | | | | | |
| 職種 | 給与総額 | 人数(人) | 給与総額 | 人数(人) | |
| 医師 | | | | | |
| 歯科医師 | | | | | |
| 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合 | | | | | |
| 常勤職員 | | | | | |
| 非常勤職員 | | | | | |
| 常勤職員と非常勤職員を区分できない場合 | | | | | |
| 給与総額 | | 人数(人) | 給与総額 | 人数(人) | |
| 給料 | | | 賞与 | | |
| 賞与 | | | 給料 | | |

具体的な手続きは、厚生労働省HPをご確認ください。



経営情報の報告について



G-MISでの報告方法について

医療法人の経営情報の調査及び分析等

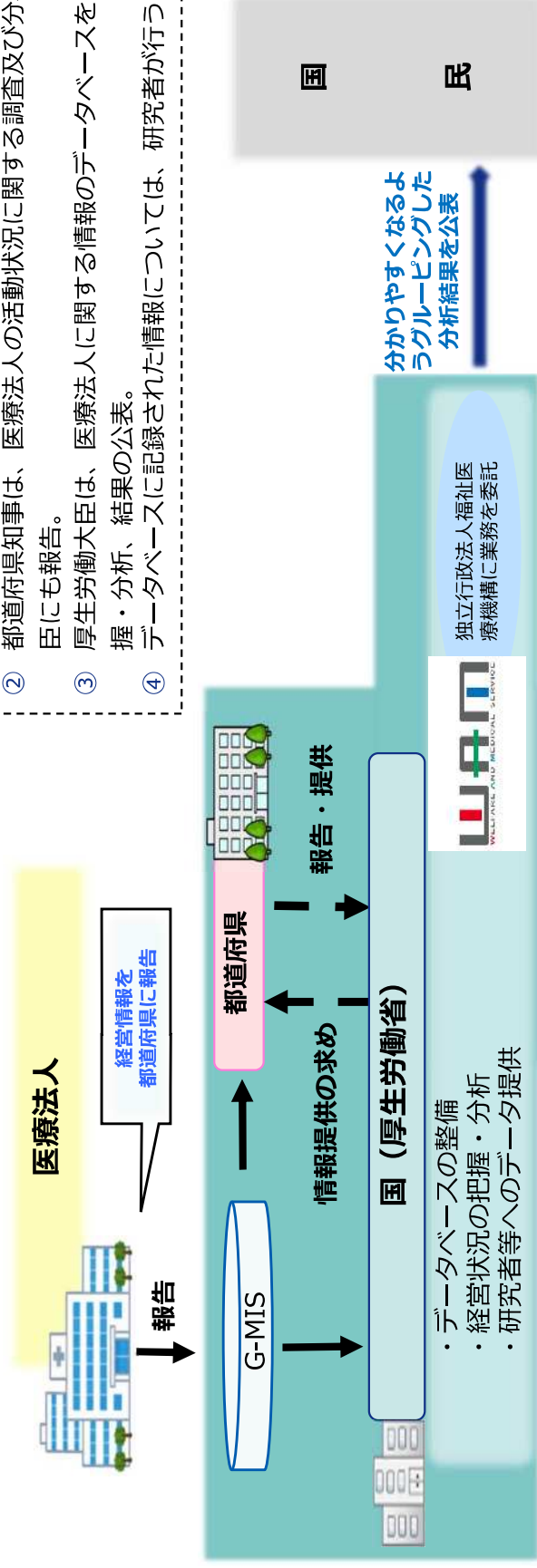
医療の置かれている現状と実態を把握するために必要な情報を収集し、政策の企画・立案に活用するとともに、国民に対して丁寧の説明していくため、**①医療法人の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表、③データベースの情報を研究者等へ提供する制度を創設する。**

【施行日：①及び②は令和5年8月1日 ③は公布日から三年以内に政令で定める日】

【データベースの概要】

- 対象：原則、全ての医療法人
- 収集する情報：病院及び診療所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
〔収集する内容は〕 ※病床機能報告・外来機能報告と連携させるとともに、データの活用にあたっては、公立医療機関の経営情報などの公開情報及び、必要に応じて統計調査も（省令以下で規定）活用した分析等に取り組む。
- 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表
- その他：研究者等が公益目的の研究を行う場合には、社会保障審議会での審査を経てデータベースに掲載された情報を提供できる（第三者提供制度）※詳細は、施行までの間に検討

- ① 医療法人は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、医療法人の活動状況に関する調査及び分析等を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、医療法人に関する情報のデータベースを整備し、経営状況の把握・分析、結果の公表。
- ④ データベースに記録された情報については、研究者が行う学術研究等にも提供可能。



- ・データベースの整備
- ・経営状況の把握・分析
- ・研究者等へのデータ提供

独立行政法人福祉医療機構に業務を委託